

福島第二原子力発電所の周辺市町村との廃炉に係る協定の概要

1. 協定締結日

令和元年12月26日付

2. 協定締結者

福島県知事、11 周辺市町村長*、当社代表執行役社長

*いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

3. 協定の概要

(1) 前文

○福島県内原子力発電所の全基廃炉に至った特殊性を踏まえ、安全な廃炉を実現するための人的なリソース配分と透明性の確保に向けた取組について周辺市町村に丁寧の説明することを記載。

(2) 施設の新増設等に対する事前説明(第3条関係)

○当社は廃止措置計画の認可申請(変更の場合を含む。)を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に周辺市町村に説明することを規定。

(3) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会(以下「廃炉安全監視協議会」)による安全確認(第4条関係他)

○廃炉安全監視協議会は廃炉に係る安全確保の取組を確認することとし、立入調査、状況確認を行うことができることを規定。

(4) 適切な措置の要求(第8条関係)

○福島県又は廃炉安全監視協議会は、廃炉に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、特別の措置を講ずることを求めることとし、当社は速やかにこれに応ずることを規定。

以上